別添60　前部反射器の技術基準

1.～別紙３　（略）

別紙４　色度特性の判定方法

1.～1.2.　（略）

2.　反射器をＣＩＥ（国際照明委員会）公式勧告に規定される標準光Ａによって、観測角20′及び照射角Ｖ＝Ｈ＝０°又は無色の表面反射を生む場合には照射角Ｖ＝±５°、Ｈ＝０°で照らした時、反射光束の三色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第９改訂版の規則2.30.に限る。）に規定する白色の色度範囲内でなければならない。

3.　（略）

別紙５～別紙11　（略）

別添61　側方灯の技術基準

1.～5.1.　（略）

5.2.　灯光の色は、国際照明委員会（ＣＩＥ）の光源Ａに対応する色温度2,856Ｋの光源を用いて測定したときに、別紙２の2.に規定する配光表の配光範囲内において、別添52「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.29.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第９改訂版の規則2.29.に限る。）で定める色度範囲内になければならない。別紙２の2.に規定する配光表の配光範囲外においては、著しい色のむらがあってはならない。

6.～別紙２　（略）

別添62　側方反射器の技術基準

1.～別紙３　（略）

別紙４　色度特性の判定方法

1.～1.2.　（略）

2.　反射器をＣＩＥ（国際照明委員会）公式勧告に規定される標準光Ａによって、観測角20′及び照射角Ｖ＝Ｈ＝０°又は無色の表面反射を生む場合には照射角Ｖ＝±５°、Ｈ＝０°で照らした時、反射光束の三色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第９改訂版の規則2.30.に限る。）に規定する橙色又は赤色の色度範囲内でなければならない。

別紙５～別紙11　（略）

別添68　後部反射器の技術基準

1.～別紙３　（略）

別紙４　色度特性の判定方法

1.～1.2.　（略）

2.　反射器をＣＩＥ（国際照明委員会）公式勧告に規定される標準光Ａによって、観測角20′及び照射角Ｖ＝Ｈ＝０°又は無色の表面反射を生む場合には照射角Ｖ＝±５°、Ｈ＝０°で照らした場合、反射光束の３色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第９改訂版の規則2.30.に限る。）に規定する赤色の色度範囲内でなければならない。

別紙５～別紙11　（略）

別添60　前部反射器の技術基準

1.～別紙３　（略）

別紙４　色度特性の判定方法

1.～1.2.　（略）

2.　反射器をＣＩＥ（国際照明委員会）公式勧告に規定される標準光Ａによって、観測角20′及び照射角Ｖ＝Ｈ＝０°又は無色の表面反射を生む場合には照射角Ｖ＝±５°、Ｈ＝０°で照らした時、反射光束の三色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則2.30.に限る。）に規定する白色の色度範囲内でなければならない。

3.　（略）

別紙５～別紙11　（略）

別添61　側方灯の技術基準

1.～5.1.　（略）

5.2.　灯光の色は、国際照明委員会（ＣＩＥ）の光源Ａに対応する色温度2,856Ｋの光源を用いて測定したときに、別紙２の2.に規定する配光表の配光範囲内において、別添52「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.29.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第６改訂版の規則2.29.に限る。）で定める色度範囲内になければならない。別紙２の2.に規定する配光表の配光範囲外においては、著しい色のむらがあってはならない。

6.～別紙２　（略）

別添62　側方反射器の技術基準

1.～別紙３　（略）

別紙４　色度特性の判定方法

1.～1.2.　（略）

2.　反射器をＣＩＥ（国際照明委員会）公式勧告に規定される標準光Ａによって、観測角20′及び照射角Ｖ＝Ｈ＝０°又は無色の表面反射を生む場合には照射角Ｖ＝±５°、Ｈ＝０°で照らした時、反射光束の三色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則2.30.に限る。）に規定する橙色又は赤色の色度範囲内でなければならない。

別紙５～別紙11　（略）

別添68　後部反射器の技術基準

1.～別紙３　（略）

別紙４　色度特性の判定方法

1.～1.2.　（略）

2.　反射器をＣＩＥ（国際照明委員会）公式勧告に規定される標準光Ａによって、観測角20′及び照射角Ｖ＝Ｈ＝０°又は無色の表面反射を生む場合には照射角Ｖ＝±５°、Ｈ＝０°で照らした場合、反射光束の３色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則2.30.に限る。）に規定する赤色の色度範囲内でなければならない。

別紙５～別紙11　（略）